

2 現金によるもの

名称	買収年月日	区 間	延長 km	買収価額 円
宮崎県営 西鉄美 東砂利 専用鉄道	大正 6・9・21	宮崎・妻間外	28.3	630,106
美 瀬	8・11・	津山・追分間	(17.5) *	178,749
京砂利 専用鉄道	9・5・25	国分寺・下河原間	6.4	260,000
美 瀬	9・6・1	伊佐・重安間	5.5	183,407
大日本軌道	9・7・7	小田原・熱海間	20.6	850,000
川 宮	12・2・	川内・宮ノ城間	(29.3) ○	297,999
夷隅軌道	昭和 2・11・8	大原・大多喜間	(15.6) *	85,000
播 美	9・7・31	上月・土居間	(6.7) *	420,000
渡島海岸	20・1・	森・砂原間	9.4	700,000
合計 (9)			(69.1) 70.2	3,605,261

注 1 延長欄の括弧内の数字は未開業線の延長を示す。 2

*印失効後物件として買収す。 3 ○解散後物件として買収す。
る法律として、昭和16・3法律第52号があり、同法第3条中において買収価額は買収の日における建設費以内において協定すと定められた。過去における地方鉄道等の政府借入の状況は第3表のとおりである。

(2) 軌道の買収

軌道の買収は地方鉄道の場合と同じく、強制買収と任意買収の2がある。

ア 強制買収

政府による強制買収と公共団体による強制買収との2つがある。

(7) 政府による強制買収 地方鉄道法第30条ないし第36条の2の準用がある。したがって地方鉄道の買収の項において既述したものと同様である。

(f) 公共団体による強制買収 公共団体の軌道の強制買収は、政府の強制買収の場合と幾分異なる。

A 条 件 公共団体が軌道を強制買収するためには、主務大臣の認可をうけなくてはならない(軌道法第18条)。

B 買収客体 軌道の開業線、未開業線の全部または一部(前掲法第17条第1項)および必要の場合においては兼業資産、軌道経営に必要な貯蔵物品(前掲法第20条)。

C 買収価額 計算方法は法定しない。公共団体と軌道との間に買収価額の協議不調のときは、主務大臣が地方鉄道法第31～33・36条の規定に準じ同価額を裁定する。

D 被買収軌道業者の請求権

(A) 拡張買収請求権 買収から除かれた残存開業線路にかかる買収請求権が認められる(前掲法第17条第2項)。

(B) 未開業線事業廃止補償請求権 既存の開業線を買収されたため、残存未開業線の事業廃止をしなければならなくなった場合、事業廃止補償請求権が認められる(前掲法第17条第2項)。

以上(A)(B)の買収または補償金額が協議不調のときは、主務大臣がCの場合と同様の方法で裁定する。

E 買収の効果

公共団体が前述の方法で軌道を買収したときは、特許によって生ずる権利義務を承継する。

イ 任意買収

地方鉄道の買収で述べたのと同様である。

3 私鉄買収実績

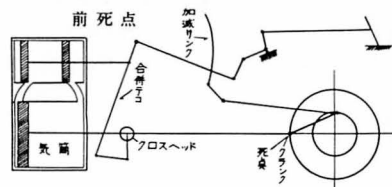
鉄道国有法による私設鉄道の大買収以後の、私鉄の政府買収実績を掲げると第4表のとおりである。

参考文献 小谷松次郎著 鉄道意見全集(1892年)。横山正脩

著 非鉄道国有論(1892年)。中根重一著 鉄道問題(1892年)。佐藤雄能著 鉄道評価の諸問題(1943年)。藤川福衛述 私鉄の買収(1940年)。藤川福衛著 鉄道会計(1943年)。(森島省吾)

してん 死点 (英) dead point ここに死点とはクランクの死点のことであり、機関車主動輪の1回転中のある位置、すなわちクロスヘッド

ピン、クランクピン、主動輪車軸中心の三者が一直線上になった場合の位置をいう。この位置は主動輪の1回転について2箇所あり、普通機関車の進行方向に対して前部を前死点、後部を後死点といっている。クランクがこの死点にあ



った場合、機関車のシリンダ内に蒸気がいかに供給されても、その蒸気圧力はクランクピンを経て車軸の中心線と同方向に引くか、押すかのみであって、動輪を回転しようとする力はまったくない。したがってこの位置から機関車が出発する場合には、重量列車の引出しが往々にして困難になることがある。(野村正義)

しど 弛度 (英) dip 可撓性(かとうせい)の電線が相はなれた2点で支持されたときには、カテナリー曲線をつくる。このカテナリー曲線の最低点と支持点との間の垂直距離を弛度と称する。

支持点が同一水平面にあり、その間隔が狭い場合には、その弛度は次式によって算出される。

$$d = \frac{WS^2}{8F}$$

d = 弛度
 W = 線の単位長さ当りの重量
 S = 支持点間の距離
 F = 線の水平張力

→架線方式。(佐々木吳幸)

じどうきゅうすいせつび 自動給水設備 (英) automatic

water supply system 給水タンクの水面に薄鉄板または銅板等で造った浮子を浮べ、これに連結している開閉器により、操作回路および自動起動盤を経て電動ポンプを運転させ、つねにタンク内に一定の水量を確保させる装置。すなわちタンクの水位が一定より低下した場合は、浮子によりロッドのリミットが下げられ、接点がつき操作回路を閉じ、ポンプは自動的に運転され送水し、水位が定量以上になると上のリミットによりオフになり、回路を開いて自動的にポンプは停止する。

